

## 第2章 社会資本整備総合交付金交付要綱

### 1 都市公園事業の交付要件

交付要件に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱による。

## 2 交付対象施設について

社会資本整備総合交付金における交付対象の施設は下記のとおりである。

交付対象施設（都市公園法施行令第31条）

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
	広場	芝生	ベンチ	すべり台	陸上競技場	温室	飲食店	さく	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区園	宿泊施設	管理事務所	備蓄倉庫
		いけがき	ピクニック場	ジャンブルジム	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	[耐震性貯水槽]
		日陰だな	キャンプ場	ラダー	テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	[放送施設]
		噴水	その他これらに類するもの	砂場	バスケットボール場	水族館	便所	車庫	[情報通信施設]
		水流		徒渉池	バレーボール場	自然生態園	荷物預り所	材料置場	[ヘリポート]
		池		舟遊場	ゴルフ場	野鳥観察所	時計台	苗畑	[係留施設]
		滝		魚つり場	ゲートボール場	動植物の保護繁殖施設	水飲場	掲示板	[発電施設]
		つき山		メリーゴーランド	水泳プール	野外劇場	水洗場	標識	[延焼防止のための散水施設]
		彫像		遊戯用電車	温水利用型健康運動施設	野外音楽堂	その他これらに類するもの	照明施設	※[ ]内は省令で定めている施設
		灯籠		野外ダンス場	リハビリテーション用運動施設	図書館		ごみ処理場(廃棄物再生利用施設を含む)	防災公園のみ交付対象
		石組			ボート場	陳列館			
		飛石		その他これらに類するもの	スケート場	天体・気象観測施設		くず箱	
		その他これらに類するもの			スキー場	体験学習施設		水道	
					相撲場 弓場 乗馬場	記念碑		井戸 暗渠	
					鉄棒 つり輪	その他これらに類するもの		水門 雨水貯留施設	
					その他これらに類するもの その他これらに類する工作物(観覧席、シャワー場)	遺跡等(古墳、遺跡等)		水質浄化施設 護岸	
								擁壁	
								発電施設(環境への負荷の低減に資するもの)	
							その他これらに類するもの		

■ は交付対象施設

※備品類等は交付対象とならないので留意すること